

入札公告

次のとおり総合評価一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県病院局財務規程（平成 19 年香川県病院局管理規程第 12 号）第 105 条に基づき、香川県会計規則（昭和 39 年香川県規則第 19 号。以下「規則」という。）第 166 条の規定により公告する。

令和 7 年 8 月 19 日

香川県立丸亀病院長 伊藤 嘉信

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名 香川県立丸亀病院給食業務
- (2) 委託業務の内容 仕様書による
- (3) 委託業務の実施場所 香川県立丸亀病院
- (4) 委託期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
- (5) 入札方法

落札者の決定は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 10 の 2 の規定による総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札書のほか総合評価のための提案資料（以下「提案資料」という。）を提出すること。

入札については、入札書を入札場所に持参する方法により行い、郵便等による入札は不可とする。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札担当課

本入札に係る担当課（以下「入札担当課」という。）は次のとおりである。

郵便番号 763-8518 香川県丸亀市土器町東九丁目 291 番地

香川県立丸亀病院 業務課

（電話番号） 0877-22-2131

（ファックス番号） 0877-22-7804

（メールアドレス） marugamebyoin@pref.kagawa.lg.jp

2 契約書作成の要否

要

3 電子契約の可否

可とする。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を令和 7 年 9 月 29 日 13 時 30 分までに電子メールにより提出すること。その際、メールの件名を「電子契約同意書兼メールアドレス確認書（案件名）」とすること。

提出先：marugamebyoin@pref.kagawa.lg.jp

4 契約の内容を示す日時及び場所等

- (1) 入札説明書等の交付

令和7年8月26日まで（日曜日及び土曜日を除く午前8時30分から午後5時まで）に入札担当課に別紙1「入札説明書等交付申請書」を提出すること。ファックスまたはメールによる提出も可とする。

- (2) 現地説明会を次のとおり開催するので、参加希望者は、令和7年8月26日午後5時までに別紙2「現地説明会参加申込書」により入札担当課に申し込むこと。ファックスまたはメールによる提出も可とする。

日時 令和7年8月28日 午後1時30分から

調理場見学 午後1時30分

資料説明 午後2時

場所 香川県立丸亀病院 2階特別会議室（希望する事業者は調理場の見学も可）

なお、調理場内の見学は1事業者につき2名までとし、最近1月以内の検便検査（検査項目は、赤痢菌、サルモネラ菌及び腸管出血性大腸菌O-157 とする。）の陰性証明、清潔な白衣、帽子及び調理用靴を人数分準備すること。

5 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和7年9月2日午後5時までに入札担当課に対し、文書により行うこと。

回答は、令和7年9月9日から令和7年9月16日までの間（休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）、1に示した場所において閲覧に供するとともに、令和7年9月8日午後5時までに、質問者及び本公告に係る入札説明書の交付を受けた者全員に通知する。

6 入札及び開札を行う場所及び日時

(1) 入札書の提出期間 令和7年9月29日 午後1時30分から午後2時まで

(2) 開札の日時 令和7年9月29日 入札終了後直ちに開札

(3) 入札及び開札の場所

郵便番号 763-8518 香川県丸亀市土器町東九丁目291番地

香川県立丸亀病院 3階 大会議室

- 7 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否
否とする。

8 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和7年9月16日午後5時までに入札保証金・契約保証金減免申請書を入札担当課に提出すること。審査の結果は、令和7年9月18日までに通知する。

9 入札者の参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。
- (3) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (5) 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。
- (6) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の10で定める基準に適合する者であること。
- (7) 過去5年以内（令和2年度以降）において許可病床150床以上の病院での患者給食業務の受託実績を有する者であること。

10 入札者に要求される事項

(1) 入札参加資格の審査

入札に参加を希望する者は、9の要件を満たすことを証明する書類（詳細は入札説明書による。）を令和7年9月16日午後5時までに、入札担当課に提出すること。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和7年9月18日までに通知する。

(2) 提案資料の提出

審査の結果、入札参加資格を有すると認められた者は、提案資料を令和7年9月29日午後5時（必着）までに、入札担当課に提出すること。

提案資料の内容、提出部数等は入札説明書に記載のとおりとする。なお、提案資料の作成に係る費用は入札者の負担とし、提出された書類は返却しない。

(3) 総合評価のためのヒアリングの実施

提案資料の内容その他の審査を行うため、次のとおりヒアリングを実施するので、出席すること。

日時 令和7年10月8日 午前10時00分

場所 郵便番号 763-8518 香川県丸亀市土器町東九丁目291番地

香川県立丸亀病院 3階大会議室

なお、提案者が多数の場合は、ヒアリングの日程を追加する場合がある。この場合において、その日時等は後日提案者に連絡する。

11 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

12 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

13 落札者の決定方法

規則第 147 条第 1 項の規定により作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った入札者であって、別記「香川県立丸亀病院給食業務に係る落札者決定基準」の評価方法により得られた点数が最も高い者を落札者とする。この場合において、総合評価の点数が最も高い者が 2 者以上あるときは、価格点が最も高い者を落札者とし、価格点も同点である場合は、当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定する。

入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱に基づき公表する。

14 契約締結の期限

落札者は、県から契約書案の送付を受けた日から 5 日（休日の日数は、算入しない。）以内に契約の締結に応じなければならない。この期間内に契約の締結に応じないときは、その落札は無効とする。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することがある。

15 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

16 その他

- (1) 詳細は入札説明書による。また、入札説明書の交付を受けることは入札者の参加資格でもあるので注意すること。
- (2) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領に基づく措置を講じる場合がある。

(別記)

香川県立丸亀病院給食業務に係る落札者決定基準

総合評価の点数は、書類審査 105 点、プレゼンテーション審査 45 点、価格点 50 点の 200 点満点とし、書類審査とプレゼンテーション審査については各委員の点数を平均（平均点に 1 点未満の端数があるときは、小数点 1 位未満を四捨五入）する。

1 書類審査

審査項目	評価の観点	配点
(1) 業務の取組状況	病院給食に対する姿勢 業務パートナーとしての取組み 食事提供における安全管理についての取組み	15
(2) 人員体制	雇用体制 従業員欠員時の対応	25
(3) 食材調達方法	食材調達についての考え方 食材の安定した仕入れに関する体制 食材の発注・検収・保管管理体制	20
(4) 食事提供体制	食数管理・指示、電話対応 調理・盛り付け 配膳・下膳・洗浄	15
(5) 衛生管理・危機管理体制	衛生管理体制 危機管理体制	15
(6) 準備体制	業者決定後、業務開始までの準備体制	10
(7) 業務実績調書	病院給食の受託実績	5
計		105

2 プレゼンテーション審査

審査項目	評価の観点	配点
(1) 業務開始前訓練計画	発注・調理・配膳・下膳・洗浄・報告訓練計画	10
(2) 勤務体制	丸亀病院の厨房施設設備・献立内容に対応した人員配置を踏まえた具体的作業工程表と勤務シフト	20
(3) インシデント対策	インシデントに対する会社としての取組み	10
(4) 自由提案	患者サービスの向上・S L A（サービス品質保証）等	5
計		45

3 価格点

審査項目	計算方法	配点
(1) 月間管理費 (月額単価)	20点×(最低見積価格) / (各社見積価格)	20
(2) 給食材料費 (1日当たり単価)	5点×1,100円 / (各社見積金額) (満点は5点とする。)	5
(3) 入札金額 (入札書記載の金額)	25点×(最低入札価格) / (各社入札価格)	25
計		50

- ※1 価格点の計算に用いる金額はすべて消費税及び地方消費税を含まない額とする。
- ※2 給食材料費(1日当たり単価)は、朝食・昼食・夕食の合計額とし、基準額は1,100円とする。
- ※3 価格点に1点未満の端数があるときは、小数点1位未満を四捨五入する。